

# 納税意識の变革

長 浜 昭 夫

この原稿を書き始めたのは折しも町中に確定申告の横断幕がかかる頃、産研通信に原稿が載るのは選挙も終わり官僚の不祥事も忘れ去られた頃が…。

意識下に刷り込まれた「年貢の納め時？」

現在の日本税制の源はかの「シャウブ勧告」である。戦後の新生日本において、理想の税制度を実現させようとアメリカの学者が取り組んだものだ。膨大な量の報告書には新しいものを作り上げようとする彼等の熱意が感じられる。このシャウブ勧告から導入されたのが自主申告制度いわゆる確定申告制度である。自主申告制度とは自分の税金は自分で集計して自分で計算し自分で報告し、その自分で報告した税額を納めるというもの。民主主義的納税制度などともいわれる。

ところが、日本人にとって税とは納めるものではなく取られるものなのである。それは、遡ること大宝律令における「租庸調」時代から、税とは賦課されるものと体に叩き込まれているからだ。田畑の広さに応じて支払う「年貢」にしてもそうである。昭和に入っても税は年貢制度と同様、国が個人の所得を確定しその額に応じて税額を決定していた。「あなたの今年の税金は 円です。支払いなさい」だったのである。現在でも固定資産税などは正しくこの年貢制度である。

長い年月をかけて刷り込まれたこの意識は、知らず知らずのうちに我々の行動をしばって行く。慣習や常識といったもののように…。税

に対する日本人の意識は歴史の中で培われた「取られる年貢」なのである。税は納めるものだと思っても理解していても体が納得しない。いや、取られて手元がないのだから仕方ないさと諦めるのである。

果たしてそれで良いのだろうか。

徴税・納税意識を麻痺させる「源泉徴収制度」

サラリーマンが毎月手にする給与。給与明細には総支給額から差し引かれる源泉所得税額が必ず明記されている。その税額に関心の向く人はどれほどいるのだろうか。ほとんど皆無であろう。取られた税額になど関心はない。生活に直接関わるのは手取額である。確かにその通りだ。だが、サラリーマンが取られたと無視する源泉所得税額は国家予算一般会計分収入総額の26.7%を占めている。ちなみに、企業が納める法人税額は22.8%、次いで消費税額が22.1%となっている(財務省:平成11年度租税及び印紙収入決算額調)。一人一人の額は少額かもしれないが財政には最重要収入源なのである。

納税者が納付した税額の用途に無関心であれば、使う側は非常にありがたい。何にいくら注ぎ込もうと誰も文句を言わないのだから。つまりは政府や省庁の官僚、議員の思うがまま。結果として、国民が納めた貴重な税金が無意味な公共事業や海外援助、特殊法人、挙げ句の果てには官僚の私的財産へと流れてしまうのである。

ではなぜサラリーマンには納税意識がない

のか。その原因の一つは所得税の源泉徴収制度にある。この制度は、給与支払者に課せられた納税義務で（所得税法第183条）給与支払者が給与支払時に給与受給者の給与額から所得税を徴収して納付するものである。誠におかしな話したが、実際に所得税を負担している給与受給者には源泉所得税の納税義務は発生しない。給与明細に謳われている源泉所得税額は天引きされるだけで、納税の完了を負担した本人が確認出来ない制度なのだ。

この、いつの間にか取られていつの間にか支払われたらしいという曖昧な納税制度が導入されたのは第2次世界大戦下だった。一年サイクルで収支計算し所得税を賦課確定して納付させていたのでは、膨大な軍事支出に追いつかない。そこで、確定税額を算出する前に予定額の形式で所得税を前納させようということになった。事業所得者は前年の実績に準じて先払いさせればよい。では給与所得者はどうすれば良いのか。月額給与から年所得を推定しそれを毎月給与に振り分けて支払わせる。個人で納税させたのでは事務が繁雑になる。給与額は支払者が決定するのだから、支払者に徴収させてまとめて納めてもらえば事は簡単。かくして源泉所得税制度が確立された。当初は給与支払者が国の徴税業務を代行するのだから当然のごとく手数料が支払われていた。

敗戦後、近代憲法が制定され民主権、法の下での平等、自由と権利が保障され、日本は民主国家の仲間入りをした。憲法には「納税の義務」が掲げられている。民主国家での税は会費と考える。国家という集まりの会員である国民が会費である税を支払うのは当然の義務。つまり、税とは国民全員が広く浅く負担すべきものなのである。そして何より重要なのは納税の義務は国民一人一人に課せられたものであり、個人が自らの手で納税してこ

そ義務を遂行したことになるのではないだろうか。全てにおいて近代化された今、戦時下の産物である「源泉徴収制度」を見直すことが、立ち後れている税制の近代化に繋がると確信している。とは言うものの、源泉徴収制度は国家財政の歳入確保にはとても便利な制度である。近年、欧米諸国が導入したことに納得はいく。しかし、納税は国民が自らなすべき事に変わりはない。

### 諸悪の根元「年末調整」

サラリーマンの納税意識を最大限希薄にしているもう一つの制度がある。「年末調整」だ。年末調整は給与支払者に課せられた義務で、給与受給者の年税精算手続きを12月の最終給与又は賞与支払時に行うもの。給与受給者は家族構成、家族の収入、保険料など所得控除の対象となる資料を給与支払者に提出する。資料を受け取った給与支払者は給与受給者の個々の年税額を計算し、既に預かった源泉所得税額と比較し多ければ還付、少なければ徴収する。その調整は給与明細の中で行われるのが一般的だ。たいていのサラリーマンは還付となる。つまり12月分給与は手取額が還付税額分だけ多い。そこで「儲かった」と給与明細を見てにんまりする。

果たして「儲かった」のか。決してそうではない。正しい税額に修正しただけである。多く納めていたのであれば還付されるのが当然で、本来ならば先取りした分の利息が付いて当たり前なのである。しかし年末調整で精算手続きが完了してしまうサラリーマンにはその利息はない。確定申告をする事業所得者には、当然ながら、前納の税額が還付されれば利息が加算されるにもかかわらず、同じ所得税を納めている納税者でありながら扱いが異なるのである。

更に、還付額に気を取られ、同時に渡され

る源泉徴収票には関心が向かないという落とし穴がある。源泉徴収票というA6の小さな紙切れにはその人の年間の収入、所得額、所得税額、社会保険料、家族に対する控除など税金に関する情報がぎっしり詰まっている。残業をし、上司に頭を下げ、部下をおだて、家族に愚痴をこぼされ...一年間の仕事の成果とその結果納めなければならない所得税額が記載されている。その税額は自分の努力の末に支払ったもの。その納税の重さをあらためて見つめなければならないはずなのだ。

源泉所得税は給与から天引き、年税額の精算すら自分の手では行わないサラリーマンにとって、所得税の納税実感が無いのは当然である。納税の実感がなければ税に対する関心もわからない。関心がなければ税金がどのように使われていても関係がない。国の財政の重要な担い手が自分の納めた税の使途に無関心なのは、恥ずべき事である。

サラリーマンを税金無知にしている原因は「年末調整」にあると言える。その年末調整は先にも述べたとおり所得税という国税の精算手続きだ。本来ならば国が行うべき事である。それを給与支払者に無償で課すこと自体問題がある。納税の基本は自主申告である。少な

くともサラリーマンにも年税額の精算は自らの手で行う確定申告をさせるべきと考える。税額の計算をすることで納税の重さを実感できれば、使途に無関心ではいられなくなる。サラリーマンが税の使い方に目を光らせ時には意見を述べて、初めて、民主主義国家の国民としての義務と権利を行使したことになる。

我々には生まれた時から死んだ後までも税が付いて回る。しかし、その税に対する知識や認識が余りにも欠けている。実社会において必ず直面する税に関して、教育の現場でもっときちんと教えるべきであろう。納税者には税を納める大切さと使途を監視する厳しい目を、使う側には貴重な税の有意義な活用とはどういうものなのかを常に考える謙虚さを。確定申告制度がサラリーマンにも認められ国民全てが税に無関心ではなくなる時代が必ずや訪れる事を切に願って止まない。

12年分の確定税額を国はどのように使うのか。私の声や目は1億3千万分の1ととても小さいものではあるが、嘸らすことなく逸らすことなく監視していくつもりだ。それが税を納める国民としての義務であり権利であると確信している。

(経営政策学部教授)